

伊豆市宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宿泊業の生産性の向上及び雇用の安定を図るため、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付要綱（令和6年3月29日付け観政第483号静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課長通知。以下「県要綱」という。）に規定する宿泊業の経営力基盤強化事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 伊豆市内に宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。））であつて、採用活動、離職防止策等の積極的な人手不足対策に独自に取り組んでいる者をいう。
- (2) 宿泊事業者等 宿泊事業者及び宿泊事業者で構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、宿泊事業者等とする。ただし、当該者が市税を完納していないときは、補助対象者としなない。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分、内容及び要件並びに補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊事業者 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付申請書（単独事業者）（様式第1号）
- (2) 共同事業体 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付申請書（共同事業体）（様式第2号）

2 申請者は、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（単独事業者）（様式第1号別紙）
- (2) 事業実施計画書（共同事業体）（様式第2号別紙）
- (3) 経費所要額調書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 従業員専用施設として使用することに係る誓約書（様式第5号）（従業員宿舎施設の更新又は改修の場合に限る。）
- (6) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕分書（補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。）
- (7) 旅館業法に基づく許可証の写し
- (8) 建物の登記事項証明書の写し（従業員宿舎施設の更新又は改修の場合に限る。）
- (9) 市税の滞納がないことがわかる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び条件)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金に関する報告及び立入調査について、市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（変更の承認申請）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた補助対象者が、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、必要に応じ、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付変更承認申請書（様式第7号）

(2) 変更事業計画書（単独事業者）（様式第1号別紙）又は変更事業計画書（共同事業体）（様式第2号別紙）

(3) 変更経費所要額調書（様式第3号）

(4) 変更収支予算書（様式第4号）

(5) 変更に係る工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書（補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（遂行状況の報告）

第8条 市長は補助事業の遂行状況について、補助対象者に報告を求めることができ、補助対象者は、報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該期限までに提出できないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 事業実績書（単独事業者）（様式第1号別紙）又は事業実績書（共同事業体）（様式第2号別紙）

(2) 経費所要額清算書（様式第3号）

(3) 収支決算書（様式第4号）

(4) 県要綱の規定による補助金（以下「県補助金」という。）に係る交付決定通知書の写し

(5) 工事仕様書、工事設計図、工事仕訳書及び完成写真（補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。）

(6) 更新後の従業員宿舍施設に係る建物の登記事項証明書の写し

(7) 更新後の従業員宿舍施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済み証の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（請求の手續）

第11条 前条の規定により確定通知書の交付を受けた補助対象者は、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第12条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、補助対象者は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合はこの限りではない。
- (2) 第9条の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、当該金額（前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 第9条の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助対象者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格50万円以上のものについては、取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金等の全部に相当する金額を市長に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、宿泊業の経営力基盤強化事業に係る取得財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をした補助対象者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったと認めるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき
 - (2) この告示の規定により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正の行為があったとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	事業の内容	事業の要件	対象経費	補助率 (額)
業務効率化・生産性向上	宿泊事業者等がデジタル技術を活用して実施する宿泊施設の生産性向上に向けた取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業		システム導入費及びそれに係る機器等購入費、機器設置費用、委託料、工事請負費等とし、一施設当たり20万円を下限、300万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、デジタル技術の活用として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4を上限とし、県が補助する額と同額以内とする。
従業員宿舍施設の更新	単独事業者 宿泊事業者が既存の従業員宿舍施設を解体し、新たな従業員宿舍施設を整備する取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過し、又は損傷、老朽化が激しく、建て替えが必要と認められる従業員宿舍施設であって、現に従業員が入居しているものを所有していること。	従業員宿舍施設の更新工事に係る工事請負費及びその他事業の実施に必要と市長が認める経費とし、一戸当たり800万円かつ1事業者当たり8,000万円（共同事業体が従業員宿舍施設を整備する場合にあつては1億2,000万円）を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助されている事業に係る経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、従業員宿舍施設の整備として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4の額を上限とし、県が補助する額と同額以内とする。
	共同事業体 共同事業体が従業員宿舍施設を新たに整備する取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業	共同事業体の構成員のいずれかが、固定資産の耐用年数等に関する省令による耐用年数を経過している従業員宿舍施設であって、現に従業員が入居しているものを所有していること。		

従業員宿舎施設の改修	宿泊事業者等が従業員宿舎施設の居住環境設備を改装する取組であって、従業員の離職防止又は人手不足の解消に資するものを行う事業	(1) 対象施設が築20年を経過し、かつ、直近3年以内に内装の改修を行った居室でないこと。 (2) 次のいずれかの工事を含むこと。 ア 浴室改修 イ トイレ改修 ウ キッチン改修 エ Wi-Fi整備（ルーター設置のみの工事を除く。）	従業員宿舎施設の改修工事に係る役務費、工事請負費、設計に係る委託料、その他事業の実施に必要と市長が認める経費とし、1戸当たり40万円を下限、100万円を上限、かつ、1事業者当たり1,000万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助されている事業に係る経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、従業員宿舎施設の改修として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4の額を上限とし、県が補助する額と同額以内とする。
-------------------	--	--	---	---